

相次ぐ米軍機の重大事故に対する意見書

米海軍によると、米軍嘉手納基地所属のP-8A対潜哨戒機が平成28年12月19日同基地にて、牽引装置が外れて機体に衝突し、破損する事故を起こした。米海軍安全センターは同事故を最も重大な事故と位置付けられる「クラスA」と分類した。米海軍は、「軽微」な事故とし、沖縄防衛局を通じ県と周辺自治体に事故翌日の20日午後6時頃に通報した。米海兵隊普天間飛行場所属のオスプレイが胴体着陸したのを通報したのも翌日であった。また、22日には、E-3早期警戒管制機、23日には、F-15戦闘機が緊急着陸した。

12月13日に米海兵隊のオスプレイが名護市安部に墜落事故を起こし、本町議会は21日に抗議・要請行動を行い、県内の各自治体からも連日の抗議・要請が行われている矢先の事故である。米軍及び日本政府の安全意識の欠如は明らかであり、日常的な整備点検、安全管理に問題がある組織自体の構造的欠陥を疑う。

日常的な事件や事故を矮小化し、基地内で起きた事故は、県民への通報を急ぐ必要はないと考えているならば言語道断である。

町民及び県民の生活や命を脅かす一切の訓練は中止すべきである。

我々のこれまでの抗議・要請を一顧だにしない日米両政府の沖縄に対する基地政策は、不安や懸念を一段と深刻化させ決して容認できない。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 事故発生時は速やかに通報されること。
- 2 米軍機の整備点検・安全管理を徹底させ、事故原因を速やかに公表させること。
- 3 米軍機の訓練を即時中止させること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 5 在沖米軍基地を速やかに整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月11日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長　　参議院議長　　内閣総理大臣　　外務大臣　　防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣　　外務省特命全権大使（沖縄担当）　　沖縄防衛局長